

委託業務処理要領

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が〇〇（以下「受託者」という。）に委託する、北海道産業廃棄物処理状況調査研究業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

1 委託業務の名称

北海道産業廃棄物処理状況調査研究業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

北海道における産業廃棄物の適正処理やリサイクルの推進に必要な基礎資料として、道内の産業廃棄物の排出及び処理の状況を把握することを目的とする。

3 業務の内容

下記のとおり、道並びに札幌市、旭川市及び函館市（以下「道内政令市」という。）に提出された産業廃棄物に係る報告書（以下「行政報告」という。）、道内事業所を対象としたアンケート調査、関係機関で作成している文献及び過去の業務の成果品等からデータの収集、集計及び推計を行い、道内各地域の産業廃棄物の排出及び処理の状況を取りまとめ、報告書を作成する。

(1) 調査対象期間

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

(2) 調査対象廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び同法施行令に定められている産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とし、種類は基本、別表1のとおりとする。

なお、次のものも調査対象に含める。また、別表1以外の種類が行政報告及びアンケート調査に記載されていた場合は、委託者と協議の上、取りまとめる。

ア 一般廃棄物処理施設において処理されている産業廃棄物（あわせ産業廃棄物）

イ 発生した産業廃棄物を他人に有償で売却・無償提供したもの等、廃棄物とされないもの（産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の排出量には含めない。）

(3) 調査対象業種

日本標準産業分類（最新版）に基づく区分とし、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針改訂版」（平成22年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「調査指針」という。）及び「産業廃棄物排出・処理状況調査」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課。以下「環境省排出処理状況調査」という。）の調査対象業種を基本にするとともに、道の産業廃棄物の排出の実態に応じて設定する。

なお、アンケート調査対象事業所の業種は、上記のうち別表2で示す業種とする。

(4) 調査に利用する報告書等

委託者は、下記ア、イ、ウ（イ）の行政報告等を受託者に貸与する。公開されているウ（ア）及び文献等については、受託者が収集する。なお、以下は一例であり、受託者は必要に応じて適宜文献等の収集を行う。

ア 道に提出された報告書

- (ア) 多量排出事業者の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書
- (イ) 多量排出事業者の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書
- (ウ) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書
- (エ) 産業廃棄物再生活用事業報告書

イ 循環資源利用促進税調定実績

ウ 道内政令市に提出された報告書

- (ア) 多量排出事業者の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書
- (イ) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書

エ 関係機関で作成している文献例

- (ア) 経済センサス（総務省統計局）
- (イ) 北海道統計書（北海道総合政策部情報統計局統計課）
- (ウ) 園芸用施設の設置等の状況（農林水産省）
- (イ) 畜産統計（農林水産省）
- (ウ) 家畜共済統計表（農林水産省）
- (エ) 水産系廃棄物発生量等調査（北海道水産林務部水産振興課）
- (オ) 北海道の下水道（北海道建設部）

オ 過去の北海道産業廃棄物処理状況調査研究業務報告書等（当該業務を受託した業者から委託者に提出があった当該報告書作成に係る調査方法、使用した活動量指標・原単位・パラメーター等がわかるものを含む。）

(5) 調査方法

調査指針「3-3 産業廃棄物の行政報告等を用いる方法」に基づき調査を行う。

アンケート調査は、行政報告等を用いる方法では把握できない産業廃棄物の種類の細分類、業種の細分類及び処理状況を把握するために行う。また、行政報告等を用いる方法で取りまとめた排出量及び処理状況の妥当性を検討するために行う。

ア 行政報告の督促、記載内容の確認及び修正

(4) アの報告書のうち、(イ) 及び (ウ) について、未提出である報告者に対して督促を行う。督促は、1回目を書面で、2回目以降は電話で行う。提出及び督促の状況については、一覧

表を作成し委託者に報告する。

また、記入に誤りがあると思われる場合、報告者に対して確認及び修正依頼を行い、適正な報告値を入手した上で、入力及び集計作業を行う。

イ 行政報告のデータ化

(4) ア及びウの報告書について、表計算ソフト等を用いデータの入力及び整理をする(以下、データを入力したものを「集計表」という)。なお、データは検索や抽出等を行い活用できるように形式で整理すること。

また、(4) アの報告書のうち、(ア) 及び (イ) について、それぞれ畜産と畜産以外に区分すること。

ウ アンケート調査

(ア) 調査の実施

別表2に示す調査対象業種に対し、直近の事業所母集団データベース等の事業所データから、次のa～cに留意のうえ、それぞれの業種で事業所総数の4%以上となるよう抽出し、調査を行う(平成30年度アンケート調査では、道内の全事業所数224,709事業所に対し、対象業種への調査票送付事業所数は3,199事業所)。

また、調査の依頼は、調査票に依頼文を添付して送付する(調査票(案)は別紙のとおり)。道内に複数の支店・営業所等がある場合は本店等と調整する、アンケート回収方法を複数用意する、未提出の事業所に督促する等、回収率が50%以上となるよう実施する。

a 従業員が50人以上の事業所については全数調査を行う。

b 全道を17地域(各(総合)振興局及び道内政令市)に区分し、調査対象業種ごとに各地域でそれぞれ5事業所以上抽出し、地域内で5事業所に満たない場合は全数調査を行う。

c 法第12条第9項の規定に基づき多量排出事業者の処理計画を提出した者(畜産農業を除く)については、全数調査を行う(おおむね300事業所)。

ただし、a～bの事業所と重複した場合には除くこと。

(イ) 調査結果による排出量及び処理状況の推計

調査指針「3-2 排出事業者へのアンケート調査等による方法」に基づき排出量及び処理状況を推計する。

エ 収集不能なデータの推計

行政報告や文献等から得られない値については、原単位法等の方法により推計を行う。

オ 集計及び取りまとめ

排出及び処理の状況は、図1「排出及び処理状況の流れ図」に示した項目ごとに年間の量を取りまとめる。なお、図1の各項目の用語の定義は別表3に示す。

行政報告、アンケート調査結果及び文献等から得られた値及び推計した値を集計し、次の項目ごとに取りまとめを行う。

- (ア) 産業廃棄物種類別処理状況
- (イ) 産業廃棄物業種別処理状況
- (ウ) 産業廃棄物地域別処理状況
- (エ) 産業廃棄物種類別業種別処理状況
- (オ) 産業廃棄物種類別地域別処理状況
- (カ) 産業廃棄物種類別業種別地域別処理状況
- (キ) 産業廃棄物種類別処理方法別中間処理量
- (ク) 産業廃棄物種類別用途別再生利用量
- (ケ) 産業廃棄物排出地域別処理処分先地域別中間処理量・最終処分量（合計値及び種類別）
- (コ) 種類別業種別活動量指標及び原単位

※1 業種別とは、日本標準産業分類に基づく区分とする。なお、アンケート調査対象事業所の業種は別表2の業種とする。

※2 地域別とは、道内17地域（14（総合）振興局及び3道内政令市）とする。

カ 結果の妥当性の評価

過去の調査結果やアンケート調査結果、(4)イ 循環資源利用促進税調定実績と比較し、異常値となっていないか等、結果の妥当性を十分に検討する。異常値が発見された場合、関係者へのヒアリング等によって、原因を調査、分析し、データの信頼性確保に努めること。原因を調査、分析した内容については、任意様式で取りまとめ、報告する。

キ 分析及び将来予測

環境省排出処理状況調査との比較による地域特性の分析や、過去の調査との比較による増減の要因の分析等を行い、北海道廃棄物処理計画（第5次）における目標値を踏まえ、道内の産業廃棄物処理の傾向や課題について分析する。

将来予測についても、前年度までの調査結果等を勘案し、種類別、業種別の発生量、排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量の将来予測値を推計する。

ク 報告書の作成

調査結果を取りまとめ、報告書を作成する。

4 成果品

(1) 納入成果品

- ア 北海道産業廃棄物処理状況調査結果 報告書
- イ アの作成に係る調査方法、使用した活動量指標・原単位・パラメーター等がわかるもの
- ウ 産業廃棄物処理計画書集計表
- エ 特別管理産業廃棄物処理計画書集計表
- オ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書集計表
- カ 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書集計表
- キ 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書集計表

- ク 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理実績報告書提出・督促状況一覧表
- ケ 受託者が督促又は修正依頼による再提出により入手した産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書
- ※ アはA 4 版冊子（40 部）を納入すること。また、全ての成果品（ア～ケ）を DVD-ROM に保存し納入すること。

（2）納入期限

令和6年（2024年）3月29日（金）

ただし、各成果品の作成が終了した時点で、電子データを速やかに委託者に提出し、内容の確認を受け、随時修正作業を実施すること。上記納入期限は、修正作業完了後の完成品の納入期限とする。

5 その他

（1）業務処理計画の提出

業務の契約締結後、1週間以内に業務処理計画書を提出する。提出した計画に変更が生じた場合、業務処理計画書を修正し、提出する。

（2）委託者との協議

業務の遂行にあたっては、委託者と協議しながら進めること。集計表の作成、推計方法及び取りまとめ方法等に関して、不明な点が生じた場合や、結果の異常値を発見した場合等、都度、委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること。

また、業務の進捗状況についても、適宜報告すること。

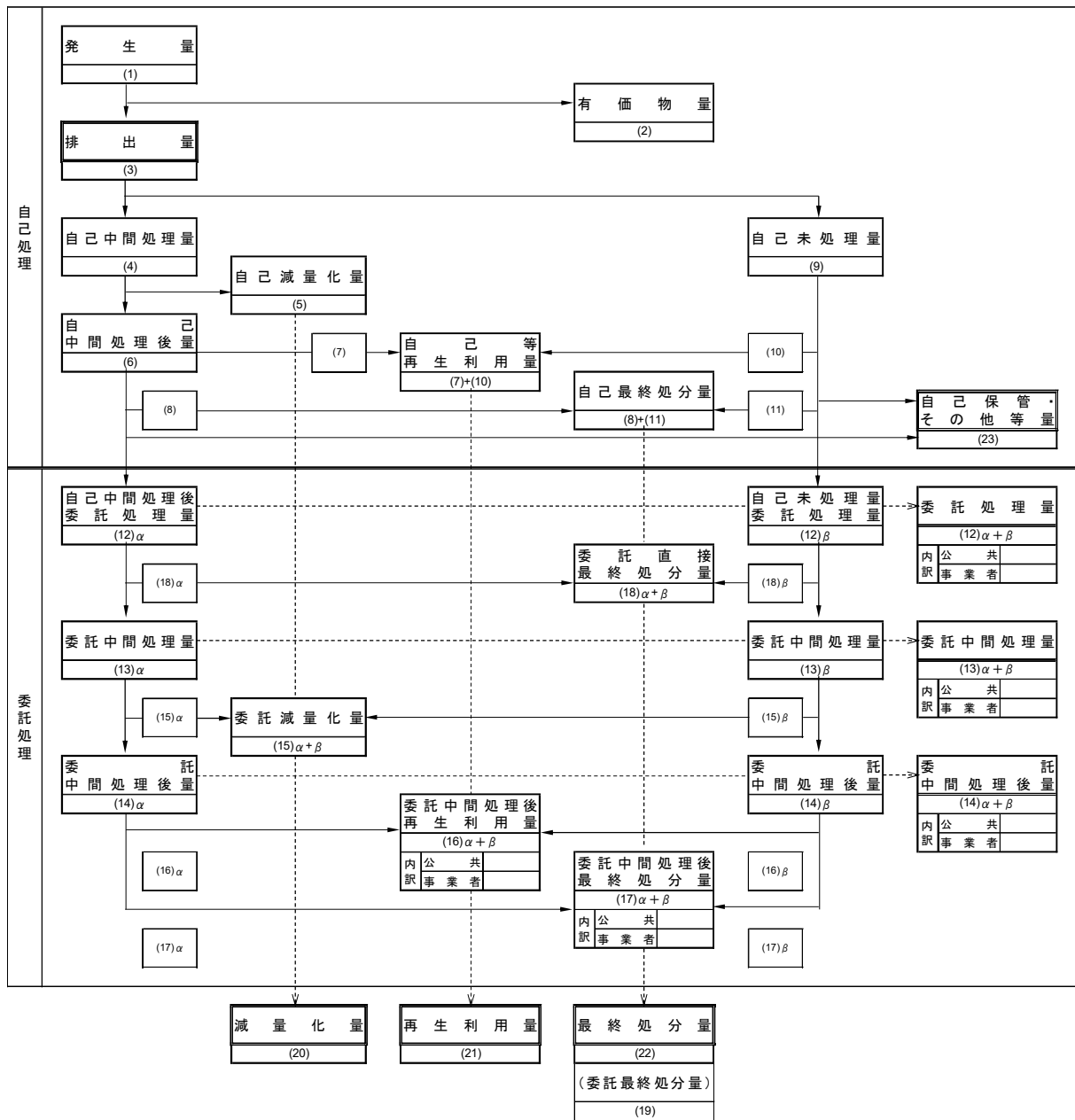


図1 排出及び処理状況の流れ図

表1 調査対象とする産業廃棄物の種類一覧

No.	産業廃棄物の種類	細分類
1	燃え殻	燃え殻、 <u>特定有害</u>
2	汚泥	有機性汚泥、下水汚泥、無機性汚泥、建設汚泥、上水汚泥、 <u>特定有害</u>
3	廃油	鉱物性油、動植物性油、その他、 <u>燃えやすい廃油</u> 、 <u>特定有害</u>
4	廃酸	廃酸、 <u>pH2.0以下の廃酸</u> 、 <u>特定有害</u>
5	廃アルカリ	廃アルカリ、 <u>pH12.5以上の廃アルカリ</u> 、 <u>特定有害</u>
6	廃プラスチック類	廃プラスチック類、廃タイヤ
7	紙くず	
8	木くず	
9	繊維くず	
10	動植物性残さ	
11	動物系固形不要物	
12	ゴムくず	
13	金属くず	
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃石こうボード
15	鉱さい	鉱さい、 <u>特定有害</u>
16	がれき類	コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、その他
17	動物のふん尿	
18	動物の死体	
19	ばいじん	ばいじん、 <u>特定有害等</u>
20	処分するために処理したもの	
21	建設系混合廃棄物	
22	廃家電品	
23	<u>廃バッテリー</u>	
24	石綿含有廃棄物	
25	<u>廃石綿等</u>	
26	水銀廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、 <u>廃水銀等</u>
27	<u>感染性廃棄物</u>	
28	<u>廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物</u>	
29	その他産業廃棄物	

※ 波線~~~~~は特別管理産業廃棄物

表2 アンケート調査対象とする業種一覧

大分類	中分類	小分類・細分類	
A 農業、林業	01 農業	011 耕種農業	
		012 畜産農業	
D 建設業	02 林業		
	06 総合工事業		
	07 職別工事業		
E 製造業	08 設備工事業		
	09 食料品製造業		
	10 飲料・たばこ・飼料製造業		
	11 繊維工業		
	12 木材・木製品製造業		
	13 家具・装備品製造業		
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業		
	15 印刷・同関連業		
	16 化学工業		
	17 石油製品・石炭製品製造業		
	18 プラスチック製品製造業		
	19 ゴム製品製造業		
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業		
	21 窯業・土石製品製造業		
	22 鉄鋼業		
	23 非鉄金属製造業		
	24 金属製品製造業		
	25 はん用機械器具製造業		
	26 生産用機械器具製造業		
	27 業務用機械器具製造業		
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		
	29 電気機械器具製造業		
	30 情報通信機械器具製造業		
	31 輸送用機械器具製造業		
	32 その他製造業		
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業	
		34 ガス業	
		35 熱供給業	
		36 水道業	361 上水道業
	362 下水道業		

表3 排出及び処理状況の流れ図の用語の定義

項目		番号	定義
発	生 量	(1)	事業所内等で生じた産業廃棄物量及び有価物
有	価 物 量	(2)	(1)の発生量のうち、中間処理等することなく、他者に有償で売却した量
排	出 量	(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有価物量を除いた量
自己処理	自 己 中 間 処 理 量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自 己 減 量 化 量	(5)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自 己 中 間 処 理 後 量	(6)	(4)の自己中間処理された後の廃棄物量
	自己中間処理後再生利用量	(7)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(8)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自 己 未 処 理 量	(9)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己未処理自己再生利用量	(10)	(9)の自己未処理量のうち、自ら再生利用した量
	自己未処理自己最終処分量	(11)	(9)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委託処理	委 託 処 理 量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(9)自己未処理量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
	委 託 中 間 処 理 量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委 託 中 間 処 理 後 量	(14)	(13)で中間処理された後の廃棄物量
	委 託 減 量 化 量	(15)	(13)の委託中間処理から(14)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(16)	(14)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(17)	(14)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委 託 直 接 最 終 処 分 量	(18)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されことなく最終処分された量
	委 託 最 終 処 分 量	(19)	委託業者等で最終処分された量
減	量 化 量	(20)	排出事業者又は処理業者等の中間処理により減量化された量の合計
再	生 利 用 量	(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量の合計
最	終 処 分 量	(22)	排出事業者、処理業者等で最終処分された量の合計
自 己 保 管 ・ そ の 他 等 量		(23)	排出事業者が自ら保管した量、又は(6)の自己中間処理後量及び(9)自己未処理量のうち、(8)、(11)及び(12)の方法以外で処理・処分した量